



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 における税制上の措置

I. 納税の猶予制度の特例.....	2
II. 青色欠損金の繰戻しによる還付制度の特例	7
III. 消費税の課税選択の変更に係る特例及び納税義務の免除制限の解除 ...	8
IV. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 (中小企業経営強化税制の拡充)	13
V. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等 の軽減措置.....	15
VI. 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長・拡充	17

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(緊急経済対策)が閣議決定されました。

この緊急経済対策は、I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、II. 雇用の維持と事業の継続、III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、IV. 強靱な経済構造の構築及び V. 今後への備えを5つの柱とする様々な施策が盛り込まれたもので、このうちの「II. 雇用の維持と事業の継続」の「5. 税制措置」において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対する税制措置が提案されました。

4月30日には、この税制措置の根拠法となる「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、新型コロナ税特法)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(以下、改正地方税法)が成立し、同日に関連政省令と共に公布されました。

このニュースレターでは、緊急経済対策に基づく税制上の措置のうち、法人が適用を受けることができる主な措置について、上記の法律、これに係る政省令、関連法及び国税庁より公表された通達等に基づき解説いたします。

I. 納税の猶予制度の特例

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった納税者に対し、1年間、国税の納付を猶予する特例(以下、特例猶予)が設けられました。

国税通則法には災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予制度(国税通則法第46条第1項)が設けられていますが、特例猶予は、この納税の猶予制度を基礎として措置された規定です。

特例猶予の概要は以下のとおりです。(詳細は2.以降をご覧ください。)

要件	納税者が以下のいずれにも該当する場合には、国税通則法第46条第1項に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、納税の猶予が認められる。	
	(i)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること。
	(ii)	その納税者が特定日(2021年1月31日)までに納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められること。
対象となる 国税	2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての国税 (印紙で納付する印紙税等は除かれる。) → 施行日(2020年4月30日)前に納期限が到来している国税(すでに納期限が過ぎている未納の国税で、他の猶予を受けているものを含む。)についても、遡ってこの特例を適用することができる。)	
猶予期間	納期限から1年以内の期間	
担保の提供	不要	
延滞税	全額免除	
申請手続	原則として、納期限(申告納期限が延長された場合には延長後の期限)までに申請が必要	

2. 要件

(1) 要件(i)

要件(i)では、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること」が求められています。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて(法令解釈通達)」(2020年4月30日付)(以下、特例猶予通達)には、この要件に関する以下の内容が示されています。

■ 収入の減少

新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少とは、納税者の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に

因果関係を有することをいい、たとえば以下の影響により収入の減少があったことをいいます。

- 納税者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響
- イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響

■ 納税者の事業につき相当な収入の減少があったこと

納税者の事業につき相当な収入の減少があったこととは、以下の A が B に比しておおむね 20%以上減少していると認められることをいいます。

A	調査期間の収入金額
B	A の調査期間の直前 1 年間における調査期間に対応する期間 ^(*) の収入金額 ^(**)

^(*) 調査期間に対応する期間がない場合は、2020 年 1 月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間

^(**) 調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前 1 年間の収入金額を 12 で除し、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額

なお、国税庁から公表されている、「国税の納税の猶予制度 FAQ」(2020 年 5 月 29 日一部更新)(以下、納税猶予 FAQ)^(*)によれば、収入の減少率が 20%未満の場合であっても、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勧告して総合的に判断されることが示されています。

^(*) <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

【用語の意義】

調査期間	2020 年 2 月 1 日から猶予を受けようとする国税の納期限 ^(*) までの間 ^(**) の任意の期間 (連続した 1 ヶ月以上のものに限られます。) ^(*) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税についてはその法定納期限とし、国税通則法第 11 条(災害等による期限の延長)の規定によりこれらの期限が延長された場合には、その延長後のもの ^(**) 2020 年 4 月 30 日から 2 ヶ月を経過した日前に納期限が到来する国税にあっては、2020 年 2 月 1 日からその猶予の申請期限までの間
------	--

納税猶予 FAQ によれば、任意の期間は暦どおりの月に限られず、月の途中からの 1 ヶ月(たとえば 3 月 15 日から 4 月 14 日)でも認められます。

収入金額	<ul style="list-style-type: none"> • 納税者の事業上の売上その他の経常的な収入についてはその額を含めるが、臨時的な収入である各種給付金はその額を含めない。 • 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により納税者が収入すべき対価の額を減免した場合は、その減免した額は収入金額に含めない。 • たとえば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を納期限まで引き続き猶予していると認められる場合における収入金額の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予していると認められる賃料の額を控除する。
------	--

■ その他これに類する事実

「その他これに類する事実」とは、たとえば納税者が個人である場合には、その納税者の給与収入につき相当な収入の減少があったと認められること等をいいます。(特例猶予通達には、納税者が法人の場合における例は示されていません。)

(2) 要件(ii)

要件(ii)では、「その納税者が特定日(2021年1月31日)までに納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められること」が求められています。

特例猶予通達には、この要件に関する以下の内容が示されています。

■ 納付することが困難であると認められること

納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難であることとは、以下のケースをいいます。

全部を一時に納付することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき国税を納付する資金がないこと。 納付すべき国税を納付する資金を運転資金等(納税者の事業の継続のために必要な少なくとも今後6カ月の運転資金並びに納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な少なくとも今後6カ月の費用)に充てた場合に国税を納付する資金がないこと。
一部を一時に納付することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき国税の全額を納付する資金がないこと。 納付すべき国税を納付する資金を運転資金等に充てた場合に国税の全額を納付する資金がないこと。

3. 対象となる国税

特例猶予の対象となる国税は、特定日(2021年1月31日)までに納付すべき次に掲げる国税です。

(i)	次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に定める日以前に納税義務の成立した国税 ^{(*)1} で、納期限 ^{(*)2} が2020年2月1日以後に到来するものうち、納税者による申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの (*)1 印紙で納める印紙税及び一定の登録免許税等を除く。 (*)2 納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限	
	(a)	源泉徴収等による国税・申告納税方式による消費税等 特定日の属する月の末日: 2021年1月31日
	(b)	(a)に掲げる国税以外の国税 特定日: 2021年1月31日
(ii)	特定日(2021年1月31日)以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限が2020年2月1日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの	
(iii)	予定納税に係る所得税、法人税・地方税法・消費税の中間申告書に係るこれらの国税等でその納期限が2020年2月1日以後に到来するもの	

具体的には、たとえば以下の国税は特例猶予の対象となります。

<ul style="list-style-type: none"> 納期限が2020年4月16日となる個人事業者の所得税 納期限が2020年2月末日となる2019年12月末決算法人の法人税・消費税の確定申告分 納期限が2020年11月末となる2021年3月末決算法人の消費税の中間申告分

なお、納税猶予 FAQ には、以下の留意点が示されています。

- 2019 年 11 月末決算法人の法人税・消費税の確定申告分は、納期限が 2020 年 1 月末日となるため、特例猶予の対象とはならない。
- 具体的な納期限が期間内にあればよく、たとえば、修正申告や告知・決定などにより生じた納税義務であっても特例猶予の対象となる。
- 税務署長への申請により申告・納付期限が延長されている場合は、延長後の納期限が 2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までに到来するものが、特例猶予の対象となる。

4. 猶予期間

特例猶予により納税が猶予される期間は、納期限^(*)から 1 年(上記 3.(iii)の国税等についてはその確定申告期限までの期間)を限度として、納税者が申請した期間とされます。

なお、猶予の申請をした納税者の新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実の状況及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である状況を勘案して、その猶予期間が定められます。

^(*) 納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限

5. 猶予金額

特例猶予により納税が猶予される金額は、納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である場合における、その納付することが困難な金額として次の(i)の額から(ii)の金額(0 円に満たない場合は 0 円)を控除した金額とされます。

(i)	納付すべき国税の額
(ii)	(a) – (b)の額
(a)	納税者の納付能力を判定した日において納税者が有する現金、預貯金等の価額に相当する金額
(b)	その事業の継続のために必要な少なくとも今後 6 ヶ月間の運転資金の額(納税者が法人の場合)

なお、納税猶予 FAQ には、上記(b)の運転資金の額以外にも事業継続のため必要な臨時支出が見込まれれば、その見込まれる金額を運転資金の額に加算することができる旨が示されています。

6. 申請手続

(1) 申請期限

特例猶予の適用を受けようとする納税者は、納税の猶予申請書(特例猶予用)等を以下の申請期限までに提出する必要があります。

	申請期限の原則	経過措置
		新型コロナ特法の施行日(2020年4月30日)から2ヵ月を経過した日(2020年7月1日)前に納付すべき国税である場合
原則	猶予を受けようとする国税の納期限 ^(*)	2020年4月30日から2ヵ月を経過する日(2020年6月30日)
特例	税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請も認められる。	税務署長においてやむを得ない理由があると認める場合には、2020年4月30日から2ヵ月を経過した日(2020年7月1日)以後にされた申請も認められる。

(*) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限

なお、上記の「特例」における「やむを得ない理由」とは、特例猶予通達や納税猶予FAQによれば、納税者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う事業資金の貸付けを受けるための手続を行っていたこと等により申請ができなかったことをいいます。

(2) 申請書類

納税の猶予申請書(特例猶予用)のほか、(i)新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足る書類及び(ii)財産目録等も併せて提出しなければなりません。

納税猶予FAQには、上記(i)及び(ii)の書類として以下の書類等が挙げられています。

- 本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿(会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類(例:試算表)でも可)
- 手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳

7. その他

(1) 納付方法

猶予された国税は、猶予期間中の任意の時期に納付することができますが、その猶予期間中に納付することができない場合において、一般の納税の猶予制度等(以下、納税の猶予制度等)を適用することができる場合には、分割納付をすることも認められます。

(2) 納税の猶予制度からの切換え

特例猶予の対象となる国税について、すでに納税の猶予制度等の適用を受けている場合には、特例猶予の申請・許可を受けることで、これに切り替えることができます。

また、納税の猶予制度の適用等を受けて分割納付済みの国税が特例猶予の対象となる場合には、特例猶予の申請・許可の手続を経たうえで、延滞税は還付されます。

なお、上記に該当する納税者には、税務署より個別に連絡が行われる予定です。

(3) 地方税

地方税においても、国税と同様の措置(徴収猶予の特例)が設けられました。

II. 青色欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

1. 内容

青色欠損金の繰戻しによる還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その法人の請求により、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度にその欠損金額を繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

ただし、この制度は、中小企業者等の各事業年度において生じた欠損金額^(*)を除き、2022 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については適用が停止されています。

^(*) 清算中に終了する各事業年度の欠損金額及び解散等の事実が生じた場合の欠損金額を含む。

新型コロナ税特法により、その適用が停止される法人(適用除外法人)の範囲が以下のように縮小され、資本金の額等が 1 億円超 10 億円以下の法人も、青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができることとなりました。

従来の制度における適用除外法人	新型コロナ税特法により措置された適用除外法人 2020 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額に係る青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用除外法人
中小企業者等以外の法人 【中小企業者等】 (i) 普通法人 ^{(*)1} のうち、事業年度終了時の資本金の額・出資金の額が 1 億円以下であるもの 又は資本・出資を有しないもので、その事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当するものを除く <ul style="list-style-type: none"> • 相互会社・外国相互会社 • 大法人^{(*)2}による完全支配関係があるもの • 完全支配関係がある複数の大法人^{(*)2}に発行済株式等の全部を保有されているもの (ii) 公益法人等又は協同組合等 (iii) 公益法人等とみなされる法人(NPO 法人等) (iv) 人格のない社団等	各事業年度終了の時ににおいて、次に掲げる法人に該当する場合におけるこれらの法人 <ul style="list-style-type: none"> • 大規模法人 • 大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人 • 完全支配関係がある複数の大規模法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 • 投資法人 • 特定目的会社 【大規模法人】 (i) 資本金の額・出資金の額が 10 億円超の法人 (ii) 相互会社・外国相互会社

^{(*)1} 投資法人及び特定目的会社を除く。

^{(*)2} 資本金の額・出資金の額が 5 億円以上の法人、相互会社・外国相互会社又は受託法人をいう。

2. 還付請求書の提出期限

青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けるためには、一定の期限までに還付請求書を提出する必要がありますが、新型コロナ税特法では、その提出期限を緩和する経過措置が設けられています。

還付請求書の提出期限	原則	青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出時
	特例 (経過措置)	青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書を2020年7月1日前に提出した法人(上記1.の中小企業者等(i)~(iii)に掲げる法人を除く。)については、2020年7月31日

III. 消費税の課税選択の変更に係る特例及び納税義務の免除制限の解除

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている事業者で一定の要件を満たすもの(特例対象事業者)は、消費税の課税選択の変更に係る特例及び納税義務の免除制限を解除する特例の適用を受けることができることとされました。

1. 特例対象事業者

特例対象事業者とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者をいいます。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う消費税の取扱いについて(法令解釈通達)」(2020年4月30日付)(以下、消費税通達)には、この特例対象事業者の要件に関する以下の内容が示されています。

■ 収入の減少

新型コロナウイルス感染症等の影響による事業としての収入の減少とは、事業としての収入の著しい減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有することをいい、たとえば以下の影響等により収入の減少があったことがこれに該当します。(上記「1.納税の猶予制度の特例」の「2.要件」 「(1)要件(i)」における「収入の減少」とほぼ同様です。)

- 事業者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響
- イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響

■ 一定の期間に事業としての収入の著しい減少があったこと

一定の期間に事業としての収入の著しい減少があったこととは、以下のAがBに比しておおむね50%以上減少していると認められることをいいます。

A	調査期間の事業としての収入金額
B	Aの調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間 ^(*) の収入金額 ^(**)

(*) 調査期間に対応する期間がない場合は、2020年1月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間

(*2) 調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前1年間の収入金額を12で除し、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額

【用語の意義】

調査期間	2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち任意の期間 (連続した1ヵ月以上のものに限られます。)
------	--

国税庁から公表されている「新型コロナ税特法に係る消費税の特例に関する Q&A」(2020年4月)(以下、消費税 Q&A)^(*)によれば、任意の期間は連続した1ヵ月以上の期間であればよく、たとえば4月1日から5月15日という期間でも認められます。

(*) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syohuize3.pdf>

なお、「収入金額」の用語の意義は、「1.納税の猶予制度の特例」の「2.要件」 「(1)要件(i)」における「収入金額」とほぼ同様です。

2. 消費税の課税選択の変更に係る特例

(1) 内容

通常、課税事業者の選択及び課税事業者の選択の不適用は、原則として、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から効力が生ずることとされています。

今回創設された特例では、特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間について①課税事業者の選択の適用を受けること又は②課税事業者の選択の適用を受けることをやめることが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、課税期間の開始後であっても、その課税期間において①課税事業者を選択すること又は②課税事業者の選択をやめることができることとされました。

また、上記の規定により課税事業者を選択する又は課税事業者の選択をやめる場合における、以下の措置も講じられました。

- 通常、課税事業者の選択は、2年間継続適用しなければならない(課税事業者の継続適用要件)が、その課税事業者の継続適用要件は適用されない。
- 通常、選択により課税事業者となった日から2年を経過するまでの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産^(*)の仕入等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間は免税事業者となることができないこととされている(課税事業者の継続適用要件)が、その課税事業者の継続適用要件は適用されない。

(*) 一の取引単位につき税抜100万円以上の固定資産

【用語の意義】

特定課税期間	新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間
--------	--

(2) 承認申請手続

(1)の課税選択の変更に係る特例の適用を受けるためには、A.の申請書等を B.の申請期限までに、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

	A. 申請書・確認資料	B. 申請期限	
課税事業者の選択	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ特法第 10 条第 1 項 (第 3 項)の規定に基づく消費税課税事業者選択 (不適用)届出に係る特例承認申請書」 「消費税課税事業者選択届出書」 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類 	特定課税期間の末日の翌日から 2 ヶ月 (その特定課税期間が個人事業者のその年の 12 月 31 日の属する課税期間の場合は 3 ヶ月)を経過する日 ^{(*)1}	
課税事業者の選択の不適用	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ特法第 10 条第 1 項 (第 3 項)の規定に基づく消費税課税事業者選択 (不適用)届出に係る特例承認申請書」 「消費税課税事業者選択不適用届出書」 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 特定課税期間から課税事業者の選択の適用をやめる場合 特定課税期間の末日が、課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後 2 年を経過する日 (2 年経過日)以後に到来し、その特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から課税事業者の選択の適用をやめる場合 	特定課税期間に係る確定申告書の提出期限 ^{(*)2}
		<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の場合 	以下のうちいずれか早い日 <ul style="list-style-type: none"> 2 年経過日の属する課税期間の末日 課税事業者の選択の適用をやめようとする課税期間の末日

^{(*)1} 国税通則法第 11 条 (災害等による期限の延長)の適用により、申請期限を延長することができる。

^{(*)2} 国税通則法第 11 条の適用により、確定申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長された期限

消費税 Q&A によれば、上記の「事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」とは、たとえば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳の写しなどで、2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までの間のうち任意の連続する 1 ヶ月以上の期間 (調査期間)と、その調査期間の直前 1 年間における調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類をいいます。

3. 納税義務の免除制限の解除

(1) 新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合

通常、新設法人^{(*)1}又は特定新規設立法人^{(*)2}が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後 3 年間は納税義務が免除されません(納税義務の免除制限)。

今回創設された特例では、新設法人又は特定新規設立法人に該当する特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間について、納税義務の免除制限に関する規定の適用を受けないことが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その特定課税期間以後の課税期間について、納税義務の免除制限が解除されます。

(*)1 その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日の資本金の額等が 1,000 万円以上であるもの

(*)2 新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当するもの

(2) 高額特定資産の仕入れ等を行った場合

通常、高額特定資産^{(*)1}の仕入れ等を行い、その仕入れ等の日の属する課税期間について一般課税で申告を行う場合、原則として、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年間は納税義務が免除されません(納税義務の免除制限)。

今回創設された特例では、特定課税期間の初日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間について、納税義務の免除制限に関する規定の適用を受けないことが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その特定課税期間以後の課税期間^{(*)2}について、納税義務の免除制限が解除されます。

(*)1 棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、一の取引の単位に係る課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜)が 1,000 万円以上のもの

(*)2 高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の制限を受けることにより課税事業者となる課税期間に限る。

(3) 高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

2020 年度税制改正により、2020 年 4 月 1 日以後に高額特定資産等について棚卸資産の調整措置^{(*)1}の適用を受けた場合には、原則として、その適用を受けた課税期間の初日以後 3 年間は納税義務が免除されないこととされました(納税義務の免除制限)。

今回創設された特例では、特定課税期間の初日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間について、納税義務の免除制限に関する規定の適用を受けないことが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その特定課税期間以後の課税期間^(*)について、納税義務の免除制限が解除されます。

(*)1 免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする措置

(*)2 高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の納税義務の免除制限を受けることにより課税事業者となる課税期間に限る。

(4) 承認申請手続

(1)から(3)の納税義務の免除制限の解除の適用を受けるためには、A.の申請書等をB.の申請期限までに、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

	A. 申請書・確認資料	B. 申請期限
(1)の場合	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ特法第 10 条第 4 項から第 6 項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」 	以下のうちいずれか遅い日 <ul style="list-style-type: none"> 特定課税期間の確定申告書の提出期限^(*) 基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日
(2)の場合	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類 	以下のうちいずれか遅い日 <ul style="list-style-type: none"> 特定課税期間の確定申告書の提出期限^(*) 高額特定資産の仕入等の日の属する課税期間の末日
(3)の場合		以下のうちいずれか遅い日 <ul style="list-style-type: none"> 特定課税期間の確定申告書の提出期限^(*) 高額特定資産等に係る棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日

(*) 国税通則法第 11 条(災害等による期限の延長)の適用により、確定申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長された期限

上記の「事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」は、「2.消費税の課税選択の変更に係る特例」の「(2)承認申請手続」と同様です。

IV. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

(中小企業経営強化税制の拡充)

1. 制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、2017年4月1日から2021年3月31日までの期間内に、新品の特定経営力向上設備等の取得等をしてこれを国内の指定事業の用に供した場合には、以下の特別償却又は税額控除の適用を受けることができます(中小企業経営強化税制(租税特別措置法第42条の12の4))。

特別償却	対象資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額(即時償却)	
税額控除 ^(*) (上限: 法人税額の20% ^(**))	特定中小企業者等(資本金3,000万円以下)	取得価額 × 10%
	中小企業者等	取得価額 × 7%

(*) 控除限度超過額は1年間の繰越しが認められる。

(**) 中小企業投資促進税制(租税特別措置法第42条の6)、商業・サービス業活性化税制(租税特別措置法第42条の12の3)及び本税制の控除税額の合計で、当期の法人税額の20%が上限とされる。

【用語の意義】

中小企業者等	青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等で、適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)を除く。 【中小企業者】 次に掲げる法人 (i) 期末資本金の額が1億円以下の法人 ただし、以下の法人を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 発行済株式(自己株式等を除く。)の1/2以上が同一の大規模法人に所有されている法人 発行済株式(自己株式等を除く。)の2/3以上が大規模法人に所有されている法人 (ii) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
	大規模法人 ^(*) <ul style="list-style-type: none"> 期末資本金の額等が1億円を超える法人 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人 大法人(資本金の額等が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人及び受託法人)との間にその大法人による完全支配関係がある法人 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、卸売業、小売業等の一定の事業

(*) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法の認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分に限る。)及び中小企業投資育成株式会社を除く。

2. 特定経営力向上設備等

特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上^(*)のものをいい、生産等設備とは、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。

(*) 機械装置は一台又は一基の取得価額が 160 万円以上、工具・器具備品は一台又は一基の取得価額が 30 万円以上、建物附属設備は一の取得価額が 60 万円以上、ソフトウェアは一の取得価額が 70 万円以上

上記の「経営力向上設備等」の詳細は中小企業等経営強化法施行規則に定められていますが、2020 年 4 月 30 日、本施行規則が改正及び施行され、下記の「デジタル化設備(C 類型)」(テレワーク等のための設備)が「経営力向上設備等」に追加され、本税制の対象とされました。

■ 経営力向上設備等

商品の生産・販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、経営力向上に特に資するものとしてその法人の認定を受けた経営力向上計画に記載された、中小企業等経営強化法施行規則第 16 条で定める以下の設備

生産性向上設備 (A 類型)	<ul style="list-style-type: none"> (i) 及び(ii)の要件(旧モデルがないものは(i)の要件)を満たす機械装置、一定の工具、器具備品、建物附属設備 (i)の要件を満たす一定のソフトウェア 								
	(i)	販売開始時期	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>機械装置: 10 年以内</td> <td>建物附属設備: 14 年以内</td> </tr> <tr> <td>工具: 5 年以内</td> <td>ソフトウェア: 5 年以内</td> </tr> <tr> <td>器具備品: 6 年以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機械装置: 10 年以内	建物附属設備: 14 年以内	工具: 5 年以内	ソフトウェア: 5 年以内	器具備品: 6 年以内	
	機械装置: 10 年以内	建物附属設備: 14 年以内							
工具: 5 年以内	ソフトウェア: 5 年以内								
器具備品: 6 年以内									
(ii)	経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)の向上	旧モデル比で年平均 1%以上							
収益力強化設備 (B 類型)	その投資計画における年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア								
デジタル化設備 (C 類型)	事業プロセスの遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア								

3. その他

中小企業庁から公表されている「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き(令和 2 年度税制改正対応版)」(令和 2 年 6 月 16 日版)^(*)及び「中小企業等経営強化法の経営力向上設備のうちデジタル化設備(C 類型)に係る経産局確認の取得に関する手引き」^(**)では、新たに追加されたデジタル化設備(C 類型)について税制措置の適用を受けるための手続の流れが解説されています。

(*1) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

(*2) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200522ckakunintebiki.pdf>

具体的には、①経営力向上設備等に係る投資計画案について認定経営革新等支援機関の事前確認を経たうえで、②その投資計画につき経済産業局より確認を受け、③主務大臣に②の確認を受けた経営力向上設備等を記載した経営力向上計画の認定を受け、④その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合において他の税務上の要件を満たす場合に、税制措置の適用を受けることができることが説明されています。

また、税制措置の適用を受けるためには、確定申告書等に一定の書類を添付する必要がありますが、上記 2 つの手引きには、その必要となる書類も示されています。

《参考》

上記④のとおり、経営力向上設備等は経営力向上計画の認定を受けた後に取得することが原則ですが、経営力向上設備等を取得した後に経営力向上計画を申請することも例外的に認められます。この場合には、その設備の取得から 60 日以内に経営力向上計画の申請が受理される必要があるとともに、遅くともその設備を取得し事業の用に供した事業年度内に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

なお、「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き(令和 2 年度税制改正対応版)」(令和 2 年 6 月 16 日版)には、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営力向上計画の申請時に必要な経済産業局の確認書の発行遅延等が生じて経営力向上設備等を取得した事業年度末までに認定を受けられないケースにおける、以下の特例等が示されています。

- 2020 年 2 月以降に取得した設備に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が 60 日を超過する場合であっても、2020 年 9 月 30 日までの期間は、その申請は受理される。
- 2020 年 9 月 30 日までの期間に申請された経営力向上計画については、設備を取得し事業の用に供した事業年度内に認定を受けたものと同様に取り扱われる。

V. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の負担を軽減する措置が、改正地方税法において新たに設けられました。

1. 内容

中小事業者等(一定の事業を営む者を除きます。)が下記 A の適用要件を満たす場合には、その中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋^(*)及び償却資産(特例対象資産)に係る 2021 年分の固定資産税及び都市計画税の課税標準が、B のように軽減されます。

(*) その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の金額の計算上必要な経費に算入されるもの(これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)に限る。

A	適用要件	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その中小事業者等の事業収入割合が B(i) 又は(ii)のいずれかに該当する場合		
		事業収入割合: ①/②	①: 2020年2月から10月までの間における連続する3カ月の期間の収入の合計額 ^(*) ②: ①の期間の初日の1年前の日から起算して3カ月を経過する日までの期間の収入の合計額 ^(*)	
B	課税標準の軽減	事業収入割合		課税標準
		(i)	50%以下 (①が②に比べて50%以上減少)	零とする
		(ii)	50%超70%以下 (①が②に比べて30%以上50%未満減少)	1/2に軽減

(*) その中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額

【用語の意義】

中小事業者等	中小事業者又は中小企業者
中小事業者	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
中小企業者	「IV. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」の「1. 制度の概要」における「用語の意義」中の「中小企業者」と同様 (ただし大規模法人からは中小企業投資育成株式会社のみが除かれる。)

2. 申告要件等

1.の軽減措置は、2021年1月31日までに、市町村長(一定の場合には特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)に対し、一定の書類を添付して、特例対象資産につき軽減措置の適用があるべき旨の申告を行った場合に限り適用されます。ただし、2021年1月31日後に申告が行われた場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、その適用が認められます。

なお、虚偽の申告をした場合等一定の場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされています。

3. その他

中小企業庁から公表されている「2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置」^(*)によれば、軽減措置の適用を受けるための申請は、認定経営革新等支援機関等に一定の書類を提出したうえで以下の3点について確認を受け、その認定経営革新等支援機関等から交付を受けた確認書及びその一定の書類を市町村に提出することにより行うこととなります。

- 中小事業者等であること。
- 事業収入が一定程度落ち込んでいること。(1.のBの要件に該当すること。)
- 特例の対象資産が事業の用に供されている資産であること。(特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認)

(*) <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei01.pdf>

VI. 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長・拡充

市区町村が策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」の認定^{(*)1}を受けた中小事業者等^{(*)2}が、2018年6月6日から2021年3月31日までの期間内に、その認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って先端設備等に該当する機械装置等を取付した場合には、その先端設備等に係る固定資産税が新たに課されることとなった年度から3年間、固定資産税が零から2分の1以下に軽減^{(*)3}される措置が設けられています。

^{(*)1} 一定期間内に労働生産性を直近の企業年度末比で年3%以上向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に合致する場合には、その認定を受けることができます。

^{(*)2} 上記「V. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置」の「1. 内容」における「用語の意義」中の中小企業者等と同様です。

^{(*)3} 軽減率は、各市町村の条例により定められます。

1. 特例措置の延長

この措置の根拠法である生産性向上特別措置法の改正を前提に、その適用期限が2年間(2023年3月31日まで)延長されます。

2. 特例措置の拡充

先端設備等とは、従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものをいいます。また、上記の措置の対象となる先端設備等とは以下に掲げる設備をいいますが、改正地方税法において、その設備にA(e)の構築物及びBの家屋が追加されました。

A	(a)~(e)の設備のうち、以下の(i)~(iii)の要件(旧モデルがないものは(i)及び(ii)の要件)を満たすもの			
	(i) 商品の生産又は販売・役務の提供の用に直接供するものであること。			
	(ii) 一定期間内に販売されたモデルであること。(下記の販売開始時期参照)			
	(iii) 生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上していること。			
		種類	一台、一基又は一の取得価額	販売開始時期
	(a)	機械装置	160万円以上	10年以内
(b)	工具(測定工具・検査工具)	30万円以上	5年以内	
(c)	器具備品	30万円以上	6年以内	
(d)	建物附属設備(償却資産として課税されるもの)	60万円以上	14年以内	
(e)	構築物	120万円以上	14年以内	
B	一の取得価額が120万円以上の家屋で、以下の(i)及び(ii)の要件を満たすもの			
	(i) 商品の生産又は販売・役務の提供の用に直接供するものであること。 (ii) 先端等設備(取得価額が300万円以上のものに限る。)を稼働させるために取得されたものであること。			

3. その他

中小企業庁から公表されている「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」^(*)によれば、中小事業者等は、市区町村に対して「先端設備等導入計画」を申請し、市区町村による計画の認定後に投資を実行することが示されています。

また、特に家屋については、以下の 4 点を確認することができる一定の書類を認定経営革新等支援機関に提出して確認を受けるとともに、①家屋を含む先端設備等導入計画に記載のある直接事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均 3%以上向上すること及び②家屋の内外に 300 万円以上の先端設備が設置されていることについて確認を受け、受領した確認書を「先端設備等導入計画」を市区町村に申請する際に添付することが求められています。

- 家屋が先端設備等導入計画に盛り込まれること。
- 新築の家屋であること。
- 家屋の内外に生産性向上(年平均 1%以上)要件を満たす設備等が設置される家屋であること。
- 設置される先端設備の取得価額が 300 万円以上であること。

^(*) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei01.pdf>

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.